

●長崎県立大学 令和4年度第16回教育研究評議会 議事録

日 時	令和5年2月21日（火） 16：20～18：20
場 所	佐世保校第1，2会議室
出席者	橋本副学長、岩重副学長、大曲副学長、代田経営学部長、綱地域創造学部長、森田国際社会学部長、平岡情報システム学部長、大塚看護栄養学部長、谷澤地域創生専攻長兼地域社会マネジメント専攻長、吉村情報工学専攻長、倉橋人間健康科学専攻長、後藤佐世保校附属図書館長、百岳事務局長、井上シーボルト校事務局長、島本学生支援部長
配付資料	【資料1】教員の昇任について 【資料2】長崎県公立大学法人の中期目標[第4期]（案）に係る意見の聴取について 【資料3】長崎県立大学自己点検・評価委員会規程及び長崎県立大学自己点検・評価実施要綱の一部改正について 【資料4】長崎県立大学教員評価の実施に関する基本方針及び長崎県立大学教員評価委員会規程の一部改正について 【資料5】長崎県立大学における教員評価実施基準（令和4年度実績）（案）について 【資料6】長崎県立大学における教員評価実施基準（令和5年度実績）（案）について 【資料7】華僑大学との友好交流協定書の更新について 【資料8】センター等見直しに係る関係規程の改正について 【資料9】入学式時の「入学生総代」及び卒業式時の「代表謝辞」について 【資料10】令和5年度教育研究評議会日程の変更について 【資料11】令和4年度卒業式におけるマスク着用について 【資料12】退職者・採用者等への辞令交付について
議 事	議事に入る前に、今回の教育研究評議会においては、議長が不在となるため、長崎県公立大学法人教育研究評議会規程第5条（議長の職務代理）により、研究担当副学長の職務代理のもと、議事が進められる旨、事務局総務課長より説明がなされた。 【協議事項1. 教員の昇任について】 資料1に基づき、国際社会学部長、看護栄養学部長より説明があり、国際社会学部国際社会学科より1名、看護栄養学部栄養健康学科より1名の申請があり、原案のとおり了承された。 【協議事項2. 長崎県公立大学法人の中期目標[第4期]（案）に係る意見の聴取について】 資料2に基づき、企画広報課長より次のような説明があり、了承された。

地方独立行政法人法に基づき、県より法人に対し、中期目標[第4期]（案）についての意見を求められている。

中期目標[第4期]（案）は 1 月 19 日に開催された法人評価委員会の意見を踏まえ、県が最終案として提示されたものである。

令和 4 年度第 13 回教育研究評議会の際に付議した内容から大きな変更はなく、軽微な変更のみである。

当該案に対し、法人より中期目標[第4期]（案）の内容は適当である旨回答したい。

【協議事項 3. 長崎県立大学自己点検・評価委員会規程及び長崎県立大学自己点検・評価実施要綱の一部改正について】

資料 3 に基づき、企画広報課長より次のような説明があり、了承された。

令和 4 年 4 月より地域創生研究科において、博士後期課程が新設されていることに伴い、規程中の組織名称を更新する。

また、令和 4 年 10 月施行の大学設置基準の改正に伴い、関係部分の改正を行う。

【協議事項 4. 長崎県立大学教員評価の実施に関する基本方針及び長崎県立大学教員評価委員会規程の一部改正について】

資料 4 に基づき、企画広報課長より次のような説明があり、了承された。

制度的な改正ではなく、法人規程に定めるべき理事長の権限の部分が混在していることから、一部表現の変更を行う。

【協議事項 5. 長崎県立大学における教員評価実施基準（令和 4 年度実績）（案）について】

資料 5 に基づき、企画広報課長より次のような説明があった。

資料の内容については、1 月 26 日の教員評価委員会において承認されているものであるが、令和 4 年度教員評価実施基準について、以下の点を変更する。

- ・最終個人評価が「2」以下となる者のうち、学長が特別な理由があると認めた教員の最終個人評価を原則「3」として取り扱う。
- ・評価結果の学外への公表について、学長が特別な理由があると認めた最終個人評価が「2」以下となる者については、公表対象から除く点について、基準に明記。
- ・学生による授業評価結果について、内容を分かりやすく表現するため、説明文や計算式に一部変更を加えている。（加点方法等は変更なし）
- ・学会発表において、これまで映像作品などのコンクール等での発表を評価する項目がなかったことから、評価対象を追記。
- ・実情に合っていない項目を削除し、大学院コース長の評価項目がなかったことから、評価対象を変更。
- ・入学試験に係る業務について、令和 4 年 10 月の入試委員会規程の改正に伴い、名称を変更。また、大学院入試業務については、評価項目に記載がなかったことから、評価対象を追記。
- ・学長による評価部分に係る重点項目の例として、令和 3 年度実績について、学長より追記。

当該説明に対し、委員より以下のとおり質問がなされ、それに対し回答がなされた。

- ・副コース長は評価の対象になるのか。
- その他の項目で評価をすることになっている。別途配布する留意点に明記している。
- ・各種委員会委員、3センターなどの項目に副専攻長が含まれているが、記載箇所が違うのでは。また、副専攻長はコース長の上に充てられているが、ポイント数も逆転しているため、整合をとったほうがよいのではと考える。
- この場での判断ができないため、持ち帰り検討させていただく。
- ・専攻における試験科目責任者とはだれを指すか。
- 専攻において、これまでも問作委員長や出題委員責任者などの名称により、実施されているはず。名称が変更となるが、専攻で調整すべき。

上記質疑に係る評価基準について、検討が必要であることから、本件については保留とすることとなった。

【協議事項6. 長崎県立大学における教員評価実施基準（令和5年度実績（案）について】

資料6に基づき、企画広報課長より次のような説明があった。

教員評価実施基準について、令和5年度より、以下の点を変更する。

- ・パイアウト制度の導入に伴う評点の算定方法の変更
- ・教員免許状更新講習について、制度そのものが廃止となったことに伴い削除
- ・3センター1研究所については、見直しに伴い今後変更予定

上記について、協議事項5において保留となった箇所が含まれていることから、同様に保留とすることとなった。

【協議事項7. 華僑大学との友好交流協定書の更新について】

資料7に基づき、企画広報課長より次のような説明があった。

本学と華僑大学において、友好交流協定を締結しているが、2022年10月7日に期間が満了したことから、華僑大学より協定書の更新について連絡があり、協定書の見直しの提案がなされた。

今回の提案を機に、国際交流センターで実情に合わせ内容の精査を実施し、協定を更新したい。

当該説明に対し、委員より以下のとおり質問がなされ、それに対し回答がなされた。

- ・覚書の内容を協定書へ盛り込み、協定書のみで更新することについて、相手方は了承しているのか。
- 相手方からも了承いただけているものと考え。
- ・期間満了後は双方の「協議により、」合意を経て延長としていた部分から「」部分を削除しているが、今後の取扱いは変わるか。
- 基本的には変わらないと考える。更新する際は合意を経る必要がある。
- ⇒変更点がない場合も5年ごとにサインをする必要があるのか。協定書に何も変更がない場合は、自動更新でよいのでは。
- 再度確認をする。
- ⇒併せて他大学との協定時にどこまで細かく協定書に盛り込んでいるかも確認をお願いしたい。

上記質疑に係る確認事項について、検討が必要であることから、本件については保留とすることとなった。

【協議事項 8. センター等見直しに係る関係規程の改正について】

資料 8 に基づき、総務課長より次のような説明があり、了承された。

中期計画において、センター等の見直しを行う旨、記載をしていたことに伴い、組織の見直しを行った。

見直しの結果、以下のとおり組織再編を行うこととなった。

- ・情報セキュリティ産学共同研究センター「NAGASAKI セキュリティベース研究所」の設置
- ・国際交流センターと東アジア研究所との統合

当該再編に伴い、関係規程の改正を行うもの。

なお、法人規程の改正については、理事会にて決議済み。

【協議事項 9. 入学式時の「入学生総代」及び卒業式時の「代表謝辞」について】

資料 9 に基づき、総務課長より次のような説明があり、了承された。

入学式の際の「入学生総代」及び卒業式の際の「代表謝辞」について、大規模会場で実施をしていた際、学部、専攻でのローテーションにより、対象者を選定していた。

今回、コロナ禍により期間が空いたこと及び学部、専攻の再編後のローテーション調整が完了していなかったに伴い、更新するもの。

【協議事項 10. 令和 5 年度教育研究評議会日程の変更について】

資料 10 に基づき、総務課長より次のような説明があり、了承された。

令和 5 年度第 1 回目の教育研究評議会日程について、当初の予定日が入学式と重複していたことから、1 週ずらして開催することとする。

【報告事項 1. 教員の採用について】

資料なし。議長より以下のとおり報告された。

令和 4 年度第 15 回教育研究評議会において、審議、承認を行った経営学科英語特任講師の採用について、内定者より辞退の申し出があった。

当該科目について、次年度想定されている科目に支障をきたすことのないよう、早急に選考を進める必要があることから、長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程第 9 条第 2 項の規定を準用し、公募によらない教員採用の手続きに入りたい。

【報告事項 2. 令和 4 年度卒業式におけるマスク着用について】

資料 11 に基づき、総務課長より次のように報告された。

令和 5 年 4 月 1 日より前に実施される卒業式におけるマスクの取扱い等について、文科省より通知が届いた。

通知の内容を受け、本学での令和 4 年度卒業式におけるマスク等の取扱いを以下のとおり定める。

＜マスク着用について＞

- ・卒業式の出席にあたり、マスク着脱の推奨は行わず、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。
- ・登壇する本学役職者については、式典全体を通じてマスクを着用しない

	ことを基本とする。 ・登壇する来賓者については、本学役職者の取扱いを伝え、自己で判断いただく。 ・取材に来るマスコミはマスク着用の協力を依頼する。 ＜基本的な感染対策＞ ・換気、咳エチケットの推奨、手指衛生等の基本的な感染対策を講じる。 ＜体調不良者について＞ ・発熱、咽頭痛、咳等の体調不良者については、卒業式への参加を控えるよう周知徹底する。 【報告事項3. 退職者・採用者等への辞令交付について】 資料12に基づき、総務課長より次のように報告された。 退職者・異動者及び新規採用者・異動者への辞令交付を以下のとおり実施する。 (1) 退職者・異動者への辞令交付 （シボル校）令和5年3月31日 10：30～ （佐世保校）令和5年3月31日 14：30～ ※教職員 令和5年3月31日 17：15～ ※役員 (2) 新規採用者・異動者への辞令交付 （佐世保校）令和5年4月3日 9：10～ ※役員 令和5年4月3日 9：30～ ※教職員 （シボル校）令和5年4月3日 14：00～ 以上
--	--